

栃木県県土整備部営繕工事における週休2日制工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、将来にわたり社会資本の整備及び維持管理を継続していくために必要な中長期的な担い手の確保・育成を図るため、営繕工事における職場環境の改善の取組として実施する週休2日制工事の実施に関する事項を定めるものである。

(対象工事)

第2条 栃木県県土整備部が発注する営繕工事のうち、以下を除く全ての工事を週休2日制工事の対象とする。

- (1) 工期が1箇月未満の工事
- (2) 緊急対応が必要な工事

(週休2日制工事)

第3条 週休2日制工事とは、次に示す「現場閉所等」または「交替制」の2種類の週休2日制工事の総称をいう。

- (1) 「現場閉所等」による週休2日制工事

対象期間において、4週8休以上の現場閉所または現場休息（以下「現場閉所等」という）を行ったと認められる状態をいい、「通期の週休2日」・「月単位の週休2日」・「完全週休2日」のいずれかをいう。

- (2) 「交替制」による週休2日制工事

対象期間において、当該現場に従事した技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいい、「通期の週休2日」・「月単位の週休2日」・「完全週休2日」のいずれかをいう。

- 2 「現場閉所等による週休2日制工事」により実施することを原則とし、現場閉所等が困難な次のような工事に該当する場合には「交替制による週休2日制工事」の対象とする。

なお、「交替制による週休2日制工事」については、当面の間、試行として実施する。

- (1) 社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所等を行うことが困難な工事

(現場閉所等による週休2日制工事)

第4条 現場閉所等による週休2日とは、対象期間において、通期の週休2日以上現場閉所等を行ったと認められる状態とする。

- 2 対象期間は、現場着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間とする。ただし、年末年始の6日間（12月29日～1月3日）、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間のほか受注者の責によらず現場閉所等ができない期間等は含まないものとする。

なお、やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとする。

また、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じた場合は、受発注者間で協議して当該期間を対象外とする事ができる。その場合、受注者は技術者及び技能労働者が適切に休日の取得ができるよう配慮に努めること。

- 3 現場閉所とは、現場事務所での書類作成等の事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態とする。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上最低限必要な作業は実施してもよいものとする。
- 4 現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業を行っていない状態とする。
- 5 現場閉所等の評価は、以下の各号に示す対象期間内の現場閉所等日数の割合（以下「現場閉所等率」という）または現場閉所等日数によるものとする。

なお、現場閉所等日は土曜日及び日曜日を原則とし、これによらない場合は受発注者間の協議によるものとする。

(1) 完全週休2日

対象期間内の全ての土曜日及び日曜日（または、受発注者間の協議により定める現場閉所等日）において現場閉所等を実施したと認められる状態をいう。

(2) 月単位週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所等率が28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所等を実施したと認められる状態をいう。

(3) 通期の週休2日

対象期間内において、現場閉所等率が28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所等を実施したと認められる状態をいう。

(交替制による週休2日工事)

第5条 交替制による週休2日制工事とは、対象期間において、当該現場に従事した技術者及び技能労働者が交替しながら、4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態とする。

- 2 対象期間は、技術者及び技能労働者の当該現場への従事期間とする。下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。なお、年末年始の6日間（12月29日～1月3日）、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間のほか、受注者の責によらず休日取得ができない期間等は含まないものとする。

なお、やむを得ず「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとする。工事着手後に、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じた場合は、受発注者間で協議して当該期間を対象外とすることができる。また、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じた場合は、受発注者間で協議して当該期間を対象外とする事ができる。その場合、受注者は技術者及び技能労働者が適切に休日の取得ができるよう配慮に努めること。

- 3 交替による休日取得の評価は、以下の各号の状態によるものとする。なお、休日率とは当該現場に従事する技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合のことをいい、休日とは当該現場に従事する技術者及び技能労働者が1日を通して現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を行っ

ていない状態をいう。休日には、降雨、降雪等の自然的な事象による予定外の休日も含めるものとする。

(1) 完全週休2日

対象期間内の全ての週において、休日取得日数が2日以上となる休日を確保したと認められる状態をいう。

(2) 月単位週休2日

対象期間内の全ての月において、休日率が28.5%（8日/28日）以上となる休日を確保したと認められる状態をいう。

(3) 通期の週休2日

対象期間において、休日率が28.5%（8日/28日）以上となる休日を確保したと認められる状態をいう。

(発注方式)

第6条 発注方式は、次のいずれかの方式によるものとする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

(1) 発注者指定型

発注者が、「現場閉所等による週休2日制工事」に取り組むことを指定する方式とする。

(2) 受注者希望型

発注者指定型を除く週休2日制対象工事で、受注者が契約締結後工事着手日（工期の始期日）までに、発注者に対して「現場閉所等による週休2日制工事」または「交替制による週休2日制工事」の何れかに取り組む旨を協議した上で取り組むことができる方式とする。

(受注者希望型の協議)

第7条 受注者は、週休2日制工事を希望する場合、第6条第1項(2)の工事着手日（工期の始期日）までに「様式-1」により、計画する現場閉所等率を示した上で、発注者に協議するものとする。

2 発注者は、前項の協議に対し、承諾する場合は、工事着手日（工期の始期日）までに「様式-2」により通知するものとする。

3 協議承諾された計画する現場閉所等の状態は、受注者の責によらない場合を除き、変更は認めないこととする。

(週休2日制工事の実施)

第8条 週休2日制工事を実施するにあたり、受注者は、現場着手日までに提出する施工計画書において、別に定める参考様式「休日取得計画書及び実施書」等（現場閉所等または休日取得の計画及び履行実績、現場閉所等率または休日率の実績の確認が可能なもの）を添付し、現場閉所等の計画を監督員に報告する。また、現場閉所等の計画を変更する場合は、変更する現場閉所等日までに監督員へ報告するものとする。

なお、降雨や降雪等の自然的な事象、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休工した場

合は、当該作業日を現場閉所等日に振り替えることができる。この場合、修正した「休日取得計画書及び実施書」等を速やかに監督員に提出するものとする。

2 受注者は、週休2日制工事である旨を仮囲い等に明示する。

(履行実績の確認)

第9条 受注者は、工事履行報告書に添付するとともに「休日取得計画書及び実施書」等により状況を監督員へ報告するものとする。また、対象期間の履行実績について記載した「休日取得計画書及び実施書」等を工事完了日までに提出するものとする。「交替制による週休2日制工事」の場合、受注者が希望する場合には以下に示す既存書類等を活用した方法とすることができる。

- (1) 出勤簿等の技術者及び技能労働者の現場への入退場状況の確認が可能な資料
- (2) 作業記録やKY 活動記録等の現場の状況や従事者の確認が可能な資料
- (3) その他、現場閉所の状況または休日取得の状況の確認が可能な資料

(発注者の配慮)

第10条 発注者は、受注者が円滑に週休2日制工事を実施できるように下記の事項に配慮するものとする。

- (1) 週休2日制工事の妨げになるような指示等を行わないものとする。
- (2) 受注者からの協議等には速やかに対応するものとする。
- (3) 余裕期間制度についても積極的に活用するとともに、適切な工期の設定に努めるものとする。
なお、受注者の責によらない次に示すような理由により工期の変更が必要な場合は、書面による受発注者協議により、適切な工期の変更を行うものとする。

ア 工程上の条件に変更が生じた場合

イ 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合

ウ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(工事成績評定)

第11条 発注者は、受注者の週休2日制工事の取組に対し、発注方式ごとに、現場閉所等または休日取得の履行実績に応じ、下表の加点減点を行う。

現場閉所等の状態	発注者指定型	受注者希望型
完全週休2日以上	3点	3点
月単位週休2日以上	2点	2点
通期の週休2日以上	加点なし	1点
通期の週休2日未満	-1点 (受注者の責の場合)	減点なし

※1 加点は主任監督員の評価項目「創意工夫」で行う。成績評定における得点割合は0.4であるため、工事成績評定の加点は0.4を乗じた点数となる。

※2 受注者希望型の場合の加点は、第5条の規定に基づき「様式-1」で示した、計画する現場閉所等率または休日率以上を達成した場合には、現場閉所等率または休日率の実績に応じた加点

を行う。

(積算方法等)

第12条 発注方式ごとに、現場閉所等の状況に応じた下表の補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)及び現場管理費を補正する。

(1) 発注者指定型

現場閉所等の状態	労務費・現場管理費の補正係数
完全週休2日以上	労務費 1.02 現場管理費 1.01
月単位週休2日	労務費 1.02 現場管理費補正なし
通期の週休2日	補正なし
通期の週休2日未満	補正なし

※ 発注者指定型の積算は、通期の週休2日を前提として当初設計で計上する。なお、現場閉所等の実績が月単位週休2日以上となる場合は、補正分を増額して変更契約する。

(2) 受注者希望型

現場閉所等の状態	労務費・現場管理費の補正係数
完全週休2日以上	労務費 1.02 現場管理費 1.01
月単位週休2日以上完全週休2日未満	労務費 1.02 現場管理費補正なし
通期の週休2日(28.5%=8日/28日)以上月単位週休2日未満	補正なし
通期の週休2日未満	補正なし

※1 受注者希望型の労務費の補正は、「様式-1」で選択した目標とする現場閉所等率によらず、現場閉所等の実績により補正する。なお、通期の週休2日に満たない場合及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合(受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む)については、変更の対象としない。

※2 受注者希望型の積算は、当初設計では計上せずに、工事完了日までに補正して変更契約する。

2 積算方法等は、別に定める「栃木県県土整備部営繕工事における週休2日制工事の実施に係る積算方法等の運用」によるものとする。

(発注者指定型による発注手続)

第13条 発注者指定型で発注する場合は、発注者は、週休2日制工事であることをあらかじめ入札公告等で明示するものとする。なお、適用する週休2日制工事の種類は「現場閉所等による週休2日制工事」とする。

(受注者希望型による発注手続)

第14条 受注者希望型で発注する場合は、発注者は、週休2日制工事の対象であることをあらかじめ入札公告等で明示するものとする。なお、適用する週休2日制工事の種類は「現場閉所等による週休2日制工事」及び「交替制による週休2日制工事」の2種類とする。

(その他)

第15条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

なお、令和3年3月31日以前に入札手続き等を行った工事については、従前の例による。

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

なお、令和6年3月31日以前に入札公告・指名通知を行った工事については、従前の例による。

この要領は、令和8年4月1日から適用する。

なお、令和8年3月31日以前に入札公告・指名通知を行った工事については、従前の例による。